一　般　質　問　通　告　書

（通告者１１名）

令和７年裾野市議会６月定例会

目　　次

日にち	順番	氏　名	ページ	一括質問	一問一答
６月１８日（水）	1	木村　典由　議員	1	○	
	2	三富美代子　議員	２ ～ ４	○	
	3	小林　　俊　議員	５ ～ ７		○
	4	増田　祐二　議員	８ ～ 10	○	
６月１９日（木）	5	大橋　勝彦　議員	11 ～ 12	○	
	6	勝又　　豊　議員	13 ～ 15		○
	7	岡本　和枝　議員	16 ～ 17		○
	8	則武　優貴　議員	18 ～ 20		○
６月２０日（金）	9	賀茂　博美　議員	21 ～ 24	○	
	10	杉山　茂規　議員	25 ～ 29		○
	11	内藤　法子　議員	30 ～ 31		○

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
1　木村典由 1　情報のバリアフリー実現に向けたLINE活用	令和４年12月定例会において、「手話言語条例」の制定を提案いたしました。手話は音声言語と同等の独自の文法体系を持つ言語であり、それを市として制度的に認めることは、耳の不自由な方の情報取得や社会参加を支える上で極めて重要であるという考えに基づくものです。 その後、令和６年９月定例会において同僚議員からも同様の質問があり、裾野市としても条例の制定に向けた検討が進められてきました。その結果、「裾野市手話言語条例」は令和７年４月１日に施行されることが決まり、耳の不自由な方に寄り添う市政の方向性が正式に示されたものと受け止めています。しかしながら、条例の理念と実際の運用面には、まだ差があると感じています。私は令和５年６月定例会および令和６年２月定例会において、LINEを活用した情報発信の強化、とりわけ防災無線の補完として「お悔やみ情報」や「火災案内」の配信を提案してきました。現在、裾野市のLINE公式アカウントではセグメント配信が導入されており、必要な情報を必要な市民に届ける機能が整ってきている状況です。 こうした中、耳の不自由な方に限らず、多様な市民に必要な情報を「文字」で補完する取り組みが、今こそ求められていると感じています。防災無線の内容や火災発生の案内をLINEで視覚的に届けることは、情報格差の是正という観点からも重要です。 火災案内の配信については、過去の協議を踏まえて裾野市より、三島消防署と裾野消防署では「情報通信環境」や「職員の配備体制」に違いがあるため、裾野消防署での実施には課題があるとの説明がされました。具体的には、情報端末機器の整備、運用面での調整などが必要とされています。この中で「人員不足」という表現は使われていないものの、体制的な余力の違いが背景にあると考えられます。 しかしながら、三島市と裾野市は同じ富士山南東消防本部に属しており、構成市町間で災害情報の発信体制に差があることについては、市民として納得しがたい状況と言わざるを得ません。情報取得の機会の公平性という点からも、広域組織として整合性ある運用を求めていく必要があるのではないでしょうか。 以上を踏まえ、以下について伺います。 （１）耳の不自由な方をはじめとするすべての市民に対して、防災無線の内容やお悔やみ情報、火災案内などをLINEで配信する方向性について、市はどのように考えているか。 （２）現時点で、裾野消防署における火災情報の配信に向けて、どのような課題があり、どのような検討・調整を行っているのか。 （３）同一広域消防において市民が受けられるサービスに格差がある現状について、市はどのように認識しており、今後、富士山南東消防本部や構成市町と、情報発信体制の整備についてどのように協議・連携していく考えか。	市　長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
2　三　富　美代子 1　せせらぎ児童公園の今後の整備方針は	令和７年度の主要事業に「せせらぎ児童公園周辺整備事業」が掲げられています。また、市長戦略の中では「市民の抱える不安の解消」の事業として示されています。 せせらぎ児童公園は市営プール跡地まで拡張され、芝張り部分は今年度、夏頃のオープンを予定されています。特に子育て世代の利用については、周辺施設「すこっぷ」との相互利用を見込み、これまで以上に賑わいのある公園へと取り組まれる予定と伺っています。 今後、公園利用者の増加が想定されることから、周辺道路整備は公園拡張整備の一環として、公園利用者の安全確保・移動の円滑化ができるもので、公園と「すこっぷ」の移動を、より安全に出来ることにより、相互利用の促進に繋がる事業とのお考えを示されています。 そこで、以下の点について伺います。 （１）せせらぎ児童公園は市営プール跡地まで拡張されました。公園の全体像や今後の整備方針、公園の方向性について、ご見解を伺います。 （２）市民の皆さまに、安心して公園を利用して頂けるよう、公園のトイレや遊具を新しく整備する必要があると考えますが、この点については如何でしょうか。 （３）せせらぎ児童公園の周辺には、「福祉保健会館」、「裾野消防署」、「生涯学習センター」、「裾野市民文化センター」などの公共施設が集中しているエリアとなっています。この地域の特性を考えますと、災害時には多くの避難者への対応が想定できます。せせらぎ児童公園に防災機能を備えることが必要と考えますが、ご見解を伺います。	市　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
2　災害時における市民の安心・安全対策の強化を	本年３月に更新されました南海トラフ巨大地震の被害想定によりますと、最悪の場合、死者数は29万8,000人に上るとされています。都道府県別に見ますと最多は静岡県で、その数は10万3,000人。３分の１以上を占めるという、想像を絶する被害想定が示されました。 懸念されています地震や風水害などの災害発生に対して、災害への備えと、市民の安心・安全対策の強化が必要と考えます。以下の点について伺います。 （１）令和６年度中の策定を目標に進められてきました「受援計画」について、その策定状況と具体的な取組み内容を伺います。 （２）大規模災害が発生した場合、１次避難所に多くの避難者が身を寄せることになります。電気、ガス、水道など、ライフラインが復旧しない状況の中で、避難所生活は被災者の気力と体力を刻々と奪ってしまいます。ホテルや旅館などの宿泊施設への「２次避難」が必要と考え、令和５年12月定例会と令和６年２月定例会の一般質問で宿泊施設との災害協定を提案させて頂きました。その際、「旅館組合に加入している全ての施設と協議を行い、協定にご協力を頂けるようお願いしていきたい。」との答弁を頂いております。災害協定の取組み状況は如何でしょうか、伺います。 （３）令和６年２月定例会の一般質問で「トイレトレーラー」を、令和６年９月定例会の代表質問で「トイレトラック」を提案させて頂いております。令和７年２月定例会で、同僚議員の一般質問に際し、詳細はこれからの検討・協議が必要ではありますが、市長より導入に向けた検討をするとのお考えを示されています。 今までに複数回、議会質問に取り上げさせて頂いていますので、その進捗状況とご検討の導入内容について、伺います。	市　　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（４）災害時に避難所として使用される学校の体育館の空調（エアコン）整備について、国は整備の加速化を進めています。2024 年度補正予算で新設されました「空調設備整備臨時特例交付金」の周知の他、2025 年度の地方交付税措置を通じた光熱費などの運用経費支援に取り組んでいます。体育館は災害時に避難所にもなることから、国は全国の設置率 18.9%（2024 年９月１日時点）を２倍に加速させたい考えを示しています。 　本市では、スポットクーラーの設置を推進して頂いておりますが、やはり、体育館全体の温度調整については、空調（エアコン）設備の設置が必要であると考えます。 　学校体育館の空調（エアコン）設備の設置について、市長のお考えを伺います。	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
3　小林　俊 1　神山深良線工事の進捗を	中駿、北駿の南北交通路線となる神山深良線の早期完成は、朝夕常態化しているR246の渋滞による社会的費用損失を軽減する意味からも、非常に重要な社会的要請である。裾野市の交通にとっても大きな影響があり、御殿場市だけの事業ではない。 （１）工事の進捗はどのような状況か。 （２）御殿場市からはどのような説明があるか。 （３）県とはどのような話になっているのか。 （４）首長間で話をしているか。 （５）裾野市として進捗を強く働きかけていくべきと考えるが、どうか。	市　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
2　新川踏切改良工事の早期着工を	踏切道改良促進法で指定された市内２箇所の踏切のうち、平松踏切は完成した。次は新川踏切と旧県道仙石原新田線の市道 1706 号線、関連道路、深良新川堤防改修を進めなければならない。 この路線は特に朝、農免道が神山深良線始点でＴ字に突き当たって渋滞しているために抜け道として多くの車両が西進し、道幅は狭いし線路の向こう側は見えないしで非常に危険な道路である。このことが指定された根拠とも思える。現実に新川橋の交差点では車両が河川に転落しかかって水門を破壊した実例がある。 工事進捗の際には移転が必要となる民家も存在し、住民にとっては落ち着かない不安定な状況が続いていることとなり誠に申し訳ない。 （１）設計は完了しているのか。 （２）工事開始に関して何か必要な事柄があるか。 （３）工事開始を妨げるものがあるのか。 （４）踏切道改良促進法で指定された箇所の工事を実施しないことで他のデメリットが出ないか。 （５）県、JR とはどのような話をしているのか。 （６）JR 踏切の改良に伴う付帯条件などがあるか。	市　　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（７）折角法で指定されているのだから、早急に事業を実施して、危険除去をするべきと考えるが、いかがか。	
	（８）見通しはどうか。	
３　岩波駅前のまちづくりに関する行政と住民のコミュニケーション	過日岩波公民館にて、駅周辺整備課等による岩波駅周辺のまちづくりに関する説明会が開催された。 岩波区役員に対するものの予定だったが、整備区域周辺の住民に区から声がけがあったようで、多くの住民が参加した。 質疑応答で様々な御意見がでたが、多くはまちづくりでできあがるまちについてではなく、現在の状況や今行われている工事等に関するものだったように思える。 岩波まちづくりはワークショップ等を重ねてこうありたいという姿を描いているが、実際に工事が始まってみるとイメージと違うということもあるかもしれないし、近隣の住民が多くワークショップに参加していたとは限らないので、初めて聞く話もあるかも知れない。 住民の皆さんのお話を聞いていると、行政とのコミュニケーションがこれまで十分だったかどうか、その辺りに改善点があるように思える。 朝夕の通勤者と通勤者の車両が住民の車両の動線と重なることで困っているという意見も多かったので、その改善、少なくともコミュニケーションを良くすることが必要ではないかと思える。 （１）現状の工事進捗状況等についての説明を、地元住民に頻繁に行うべきと考えられる。いかがか。	市　　長
	（２）整備完了時点で歩行者と車両の動線が重ならないような設計、計画をすべきと考えられる。駐車場の入口を横断歩道が通るような講造では危険だ。改善すべきだが、できるか。	
	（３）岩波地区住民と行政のコミュニケーションは、これから裾野市事業が円滑に進められるかという観点でとても重要である。細心の注意と熱意で良くしていって欲しい。いかがか。	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
4　増田祐二 1　県立高校再編に伴う市の考え方について	本年４月26日に、北駿地区の県立高校の在り方についての協議会（以下：北駿協議会）で、御殿場高校、御殿場南高校、小山高校、裾野高校を対象にした静岡県教育委員会（以下：県教委）の再編案を承認した、との報道がありました。曰く、御殿場南高校の付近に単位制大規模校を新設し、小山高校を活用して小規模校を開校するとのことです。この件については昨年２月に再編に関する協議会の設置が報道されており、４回の協議を経て、今回の報道で方向性が承認されました。再編に伴い、令和14年の新設校開校の頃に、裾野高校はその歴史に幕を閉じることとなります。 県立高校の在り方や再編は県事業で、県教委が主導しており、市に決裁権はありません。また少子化に伴う県立高校再編も必要なことであるとの認識はあります。しかし、高等教育の中駿の受け皿として価値や、官民さまざまに連携を取っていた裾野市との関係、また将来的な市人財の育成など、裾野高校が市や市民にとって、非常に重要な教育施設であったことは間違いありません。同時に市から県立高校がなくなることが、あまりにもスムーズに決定したことに驚きと危機感を抱いています。 今後の裾野市の在り方に大きな影響を与えるこの高校再編に対して、市がこれまでにどのような主張をされたか、承認された方向性をどのように受けて止めているか、今後の中駿の学びやまちづくりをどのようにイメージしているか、など市から市民に対して丁寧な説明が必要と考え、以下伺います。 （１）市及び市教育委員会は裾野高校をどのように認識しているか。 市WEBサイトでは、「明治36年の開校以来、120年以上に渡り、裾野市における唯一の公立高校として地域における高等教育の学びの中心的な役割」「裾野市と静岡県立裾野高等学校は、お互いの資源の交流を促進し、地域の発展と人材の育成に努めるため、平成29年10月に連携協定を結び、令和６年３月の見直しを経て、各種の事業や教育活動を相互に補完しています。」とあります。 学びの場として、北駿だけでなく、南駿からの通学者も多く、駿東の全体の中で極めてちょうど良い位置にあると考えられます。加えて、令和６年度の卒業生のうち42%は就職し、市内企業も多く含まれています。 また、連携では、各種市内イベントでのボランティア協力や探究学習の伴走支援など、議会も含めて様々な連携が図られていると認識しています。 このような状況を鑑み、学びとまちづくりの側面からどのように認識されていますか。 （２）北駿地区の県立高校の在り方の協議会について。 令和５年度に県教委が策定した「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」に基づき、県内４つ目の地区協議会として令和６年２月から協議が開始されました。この経過について以下お願いします。 ア　市として、どのようなスタンスで参加され、どのような主張をされたか。	市長 教育長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	イ　地区協議会ではどのような議論があったのか、県教委や協議会構成メンバーと異なった部分は。 ウ　上記について市や教育委員会ではどのように協議されたか。 （３）県教委の示す再編案の捉え方について 　市として「地域における高等教育の学びの中心的な役割」であり、様々な連携を行ってきた裾野高校が、なくなることによって生じる影響は、誰にとってどのようなものがあるとお考えですか。また、裾野市にとって課題となりうることがあればお示しください。 （４）今後の高等教育の学びとまちの在り方について 　報道では令和 14 年の新高校開校予定が「前倒しになる可能性もある」と記されていました。現在の小学生やその保護者に対しても、地域の高等教育にどのようなビジョンを持っているかを示す必要があります。また、裾野駅周辺、中心市街地の人流にも影響が予想されます。裾野市の教育とまちづくりへの影響や課題を整理し、在り方あるいは在りたい姿を丁寧に示すべきと考えますが、どのようにお考えですか。	

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
2　多文化共生と外国人材について	人口減少に伴う人材不足が深刻化するなか、国ではこれまでの技能実習制度に代わり、外国人材の「育成就労制度」の基本方針の運用を本年３月に閣議決定しました。この方針は、介護・建設・農業などの分野で受け入れ、原則３年で「特定技能」の水準まで育成するとして様々な支援を行うものであり、これまでと異なり、条件に応じて転籍も可能になるというものです。また、このなかでは大都市圏に集中しすぎないよう配慮するよう努めるとされており、今後裾野市や近隣を含めた地方都市の外国人材はさらに増加していくことが想定されます。 すでに本年５月の市内外国人居住者は 945 人であり、昨年同月から 122 人増、過去５年間で減少する市内人口の中で増加傾向にあります。 外国人材の受け入れについては、一義的には受け入れ企業等で行われるべきことが多いと考えますが、人間の生活を考えれば行政や地域との連携は不可欠であり、より良い隣人関係を営むために、共生をどのように図って行くかが非常に重要です。 市では、これまでも外国人相談や海外友好協会との連携などで、外国人居住者に対する接点は持っていますが、積極的な関与はなかったと認識しています。市が外国人材に対して、企業の中で活躍する人材と捉えるか、共生社会を支える担い手ともなりえる人材と捉えるかでも、行政施策は大きく異なります。 今後増加していく可能性が高い外国人材に対して、多文化共生の観点から裾野市がどのように考えていくのか、現在地とあわせて以下伺います。 （１）市が持っている様々な接点のなかで、外国人居住者から寄せられる課題や市への要望はどのようなものがありますか。またそれらに対してどのように取り組んでいますか。 （２）総合計画では、「地域社会の構成員として、外国人の社会参画を促す仕組みが必要であるため、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めます。」とあります。現在の取組と課題の整理をどのようにされていますか。 （３）学校教育の現場では多文化共生について、どのように整理され展開されていますか。 （４）今後増加していく外国人材の受け入れや多文化共生に対して、市はどのような考えで、どのように取り組まれますか。	市　　長 教 育 長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
5　大橋勝彦 1　一人暮らし高齢者の急増に対応した住まい支援と体制強化について	裾野市でも高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が急増しています。2020年には932人だったのが、2023年には2,896人とわずか３年で約３倍に増加しました。今後もこの傾向は続くと見込まれています。 こうした中で、住まいの不安や社会的な孤立といった問題は、高齢者の生活の質に大きく関わる課題となっており、医療や介護の負担の増加にもつながる恐れがあります。 特に、介護予防の観点からも、高齢者が孤立することなく、社会とのつながりを保ちながら自立した暮らしを続けられる住環境の整備がますます重要になっています。安心して住み続けられる場所があることは、健康や意欲の維持にもつながり、地域全体の活力にも寄与します。 私は、今年２月の定例会でもこの課題を取り上げ、住宅政策と福祉施策の一体的な取り組みによる「高齢者の住まい支援」について市の見解を伺いました。その際には、国の「住宅セーフティネット制度」の活用や、民間による高齢者向けシェアハウス整備への支援の方向性が示されました。 さらに、2023年６月の法改正により、福祉事務所を設置する市町村が認定を行う「居住サポート住宅」制度が新たに創設され、これまでは一部の都市に限られていた住宅支援制度が、制度改正により裾野市のような一般市でも活用できるようになり、市町村が主体的に支援に取り組むことが可能となっています。 2025年秋に予定されている制度の本格施行を前に、今こそ裾野市がこの動きをチャンスと捉え、実効性のある施策を形にしていくことが求められていると考えます。 市の考えと取り組み状況をお伺いします。 （１）一人暮らしの高齢者が増える中で、裾野市はどのような住宅課題があると認識しているのか。また、今後の支援に向けた方針や方向性について伺います。 （２）令和６年の法改正で新設された「居住サポート住宅」制度について、市としてどのように捉えているか。また、制度の本格施行に向けて、民間事業者への情報提供や、相談体制の整備、市民への周知など現在どのような準備を進めているのか伺います。 （３）高齢者の住まい支援を進めるには、福祉部門と建設部門が連携して取り組むことが不可欠です。今後この連携体制を構築していくにあたり、市としてどのように連携を強化し、実効性のある仕組みを整えていくお考えか伺います。	市長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（４）空き家や使われていない公共施設の活用を含め、多様な住み方の選択肢を増やすことが重要です。特に「高齢者向けシェアハウス」など、人とのつながりを持てる住まいを推進していく考えがあるか、市の見解を伺います。	
２　裾野市における医療アクセス確保と持続可能な地域医療体制の構築に向けて	高齢化が進む中で通院が困難な方が増え、必要なときに必要な医療を受けにくい状況が生じており、地域としての対応が急がれます。これにより、慢性疾患の重症化や生活の質の低下、将来的な医療費の増加といった問題が懸念されます。医療アクセスの確保は裾野市の重要課題であり、今後の地域医療の持続可能性を確保するうえでも、具体的な対応が求められています。 裾野市北部の須山地区は無医地区となっており、今年１月からオンライン診療と健康相談を組み合わせた実証実験が行われております。今後、医師不足や高齢化が一層進む中、医療アクセスをどう確保していくかは、地域全体の喫緊の課題です。そこで、裾野市の医療アクセス確保と地域医療体制についてお伺いします。 （１）須山地区でのオンライン診療体制構築実証事業について、実証期間は終了していないものの、５月末時点での市としての中間的な評価や課題認識についてお伺いします。 （２）オンライン診療は対面診療を原則としつつ、かかりつけ医との信頼関係を前提に活用することで、通院が困難な患者にとって有効な補完手段となり得ると考えます。日頃から患者の健康状態を継続的に把握している医師だからこそ、慢性疾患の経過観察や軽度の体調変化への初期対応といった面で柔軟な支援が期待できる点が強みです。こうした「かかりつけ医によるオンライン診療」の今後の可能性について、市はどのように捉えているのか伺います。 （３）オンライン診療を単独の施策として導入するのではなく、訪問診療や送迎支援といった既存の地域資源と組み合わせて展開することが、医療アクセス確保の観点からも重要だと考えます。たとえば、既存の公共施設などを活用し、看護師・保健師・ICT 支援員等を配置して健康相談に対応し、必要に応じてオンラインで「かかりつけ医」へつなぐといった機能を持つ「地域健康ステーション」のような拠点を設けることで、地域における医療と住民との接点をより身近なものにすることができます。こうした「地域健康ステーション」の整備について、市としての検討状況や今後の方向性をお伺いします。	市　　長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
6　勝又　豊 1　豪雨などの災害時対応に水門遠隔監視と水門開閉遠隔操作システムを導入しよう	近年、豪雨や台風などの極端な気象現象により、河川の水位変動が急激に発生するケースが多くなっている。このような状況に対応するため、リアルタイムで河川やため池などの状況を把握し、水門の操作を迅速に行うことが重要となっている。そこで、水門に遠隔監視と遠隔操作が可能なシステムを導入することで、現場に出向くことなく迅速な対応が可能になり、災害リスクを大幅に軽減できる遠隔システム導入について伺う。 （１）市内を流れる河川の水門管理の状況は。 （２）豪雨や台風などが発生した場合の水門の開閉などの対応は。 （３）長泉町では、水門を監視し、短時間集中豪雨など自然災害の際、迅速に水量調節を行うことができる遠隔操作システムを設置するが、水門の遠隔システムについてどの様に捉えているか。 （４）現行の水門へ、遠隔監視カメラと遠隔操作システムを導入することについて、見解は。 （５）集中豪雨や長雨などによる水位上昇を原因とした、ため池の決壊が危惧され、公文名の堤や金沢の堤改修事業が進められているが、水門などの管理の状況を伺う。 ア　公文名の堤の管理は。 イ　金沢の堤の管理は。 （６）ため池の手動放流時、水路水門の手動開閉時に起こりうる事故の危険性軽減に常時水位を監視し、設定水位を超えると手持ちの端末に通知され、水位異常通知確認後、水位調整が必要になったときは「専用アプリ」の操作で放流が可能となるシステムについて、どの様に捉えているか。 （７）ため池管理システムや水門の遠隔操作システムの導入についての見解は。	市　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
2　社会的孤立の問題に、まちの繋がりで孤立を癒す薬にしよう	社会的孤立の問題は、特に高齢者や単身世帯において深刻化している。 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況にある。 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化した。 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。 （１）社会に内在する孤独・孤立の問題に対し令和３年２月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進している。令和５年５月孤独・孤立対策推進法が成立し、令和６年４月に施行した。この孤独・孤立対策推進法の趣旨において、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すとあり、地方公共団体は、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるとある。 ア　この法律の意義をどの様に捉えているか。 イ　孤独・孤立対策地域協議会の設置は検討しているか、状況を問う。 ウ　官・民・ＮＰＯ等の関係者の連携・協働を促進する場として官民連携プラットフォームを設置することを推進とあり、連携と支援者への支援も必要と考えるが、如何か。 （２）孤立という病に対し、病院で薬を処方するように、地域の人の繋がりを処方する「社会的処方」の考え方が知られるようになった。例えば、心や体の調子が悪くて病院に行くとして、診療を終えた患者さんは、お医者さんから「この薬を飲んでね」と、処方せんを受け取りますが、この時薬だけでなく、体操や音楽、ボランティアなど、地域のサークル活動を紹介する等であり、イギリスでは釣りや編み物の集まりに参加した高齢者がうつ病から脱したなどの例もある。 社会的処方を実践する中心となるのが「リンクワーカー」で、患者さんの生活や興味についてヒアリングし、釣りや編み物サークルなどの地域資源とマッチングしてくれる。日本での実践は始まったばかりと聞く。 ア　「社会的処方」についての見解を問う。	市　　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	イ　医療を起点とした社会的処方の実践として兵庫県養父市のモデル事業では、医師が孤立・孤独や貧困などの社会的な課題を発見した際に、市の保健師に繋ぐことができるシステムがある。保健師は紹介された方の課題をアセスメントした上で、使えるサービスを紹介したり、コミュニティに繋いだりする。こうした取り組みを医療者、社会福祉協議会や市民に広げていくために、リンクワーカー養成講座を行い、市民が今の仕事を続けながら、少しだけリンクワーカーのマインドを持って地域で活動していくことを試みている。リンクワーカーの役割を担うプレイヤーを増やすことや受け皿となるコミュニティを増やすことが大切であると考えるが、見解を伺う。 （３）「暮らしの保健室」が、高齢化率 50 パーセントを超える新宿の大型団地から始まり、今では全国で 50 か所以上にも広がっている。学校の保健室のように、病院に行くには敷居が高いちょっとした悩みを抱えている。また、特に用事がなくてもふらっと立ち寄れて、お茶を飲みながら看護師やボランティアスタッフと気軽に話せる居場所として機能している。「暮らしの保健室」は相談を受け指導する場所ではなく、本人が何に困り、何に悩んでいるかを聞いて、話しを繰り返していくことで、解決のきっかけを見つけてもらう。つまり、対話を通じて自らを取り戻す場所である。 ア　この様な取り組みについての見解を問う。 イ　兵庫県豊岡市に「図書館型地域共生拠点」と名付けた、ケアとまちを繋ぐ社会的処方の拠点となる私設図書館「だいかい文庫」がある。ここは相談の場でもあり、居場所でもあり、市民大学としての機能を持つ。週の半分は保健師・看護師のスタッフが常駐し、孤立・孤独の悩みから、医療相談など、何でも相談の場を設けている。市民大学では自分が好きなことで講座を開くことが出来る。例えばうつ病の当事者がその体験を話したり、趣味の講座も行われる。様々な人が集まり、小さな困りごとでも、大きな悩みでも暮らしの延長線上に「あそこに行ったら何とかなる」と思える場となっている。社会教育の場として公民館がその役割を担うことが考えられ、当市の図書館は公民館と併設しているので、「だいかい文庫」の事例から「暮らしの保健室」が設置できるのではないかと捉えるが、見解を問う。	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
7　岡本和枝 1　幼保連携型認定こども園と「こども誰でも通園制度」について	裾野市教育・保育施設再編計画により、2026年４月に向けて富岡・深良認定こども園化が進められている。公立に先立ち、私立でも認定こども園化が進められているが、運営は幼稚園型、保育所型となっている。公立の場合、幼児施設（幼・保）の一体化（認定こども園化）は幼保連携型認定こども園化を基本とした整備としています。 （１）公立認定こども園の開園に向けた検討会の実施状況と検討課題等を伺います。 （２）富岡・深良認定こども園のそれぞれの定員数を伺います。 （３）保育教諭は確保されていますか。 （４）幼保連携によるこども園化に対して、保育教育現場から出ている課題は何か。 （５）2026 年度から本格実施の予定の「こども誰でも通園制度」について、「一時預かり保育」との関連性や優位性の有無について伺います。	市　長
2　新しい美化センターを市単独（公設）整備するための補助金制度は、まだあるのではありませんか	「裾野市美化センター施設更新基本構想」（2015年５月策定）では、市単独でエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設を整備・運営した場合、公設民営（DBO 方式）で実施するのが最も高い評価となった。そして、施設整備費約81億円に対しては、国の循環型社会形成推進交付金の活用を前提としていた。 しかし、裾野市は2022年９月以降、人口が５万人を下回ることとなり、この交付金以外の事業方式についても検討することとなった。（2023年10月 環境市民部生活環境課） （１）防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律では、第８条（民生安定施設の助成）での補助事業の整備事例として、コミュニティ供用施設、公園、消防ポンプ自動車、ごみ処理施設等が例示されている。法律施行令で民生安定施設の範囲及び補助の割合等が示されている。し尿処理施設又はごみ処理施設の補助の割合は10分の５となっている。この助成制度を使えませんか。	市　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
3　道路の予防保全について	予防保全とは、日常の点検によって、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を事前に把握し、現状では異常が見当たらなくても計画的に適切な処置を行うことにより、故障や停止、事故や二次災害などを未然に防ぐこと。（裾野市公共施設等総合管理計画 第２版） （１）市民生活に密着している道路の維持補修費の増額を求めますが如何か。 （２）都市計画道路「平松深良線」の信号南方面の歩道に設けられた、「植栽ます」の管理はどうするのか伺います。現状は、雑草除けにシートが張られているが、信号北方面の歩道の景観との差が痛々しい。 （３）裾野駅西土地区画整理事業区域内の、平松新道線と桃園平松の交差点部分には、信号機設置が必要ではありませんか。近くに駅西公園がありますが、横断歩道もありません。	市　　長
4　ストーマ用装具について	昨年７月、裾野市日常生活用具給付（貸与）事業実施要綱の一部が改正され、ストーマ用装具に関しては、19,900円の補助基準額が、消化器系と尿路系に細分化され、消化器系は8,900円、尿路系は11,700円に減額になってしまいました。 （１）減額から１年近くになるが、個人の生活環境の変化や物価高騰の中で、利用者への影響をどのように捉えられていますか。 （２）災害救助法（災害救助基金）による備蓄計画の中で、「紙おむつ、生理用品、ストーマ用装具等の消耗器材」の備蓄の現状を伺います。	市　　長

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
8 則武優貴 1 公共施設等の Wi-Fi について	近年、デジタル技術の進化は目覚ましく、それに伴い私たちの生活様式や行政の在り方にも大きな変化が生じている。とりわけ行政サービスのデジタル化は全国的に加速しており、本市においてもオンライン申請やデジタル行政手続きの利便性向上に向けた取り組みが積極的に進められている。 こうした取り組みを支える基盤として、公共施設等における Wi-Fi 環境の整備は欠かせない。市民がいつでもどこでも情報にアクセスできる環境を整えることは、利便性の向上はもちろん、情報格差の是正にも大きく寄与するものと考える。 また、デジタル化が進む中、地域の集会所等においてもオンライン会議や講座、イベントの開催などに対応するため、安定したインターネット環境のニーズが高まっている。しかし、設置費用やランニングコストの負担から、整備が進んでいない施設も少なくない。 さらに、防災の観点から見ても、公共施設や集会所が避難所として機能する際、Wi-Fi 環境の整備は極めて重要である。災害時の情報収集や安否確認、行政からの迅速な情報発信に不可欠であり、通信インフラの確保は喫緊の課題ではないか。 以上を踏まえ、以下の点について市の考えを伺う。 （1）公共施設等における Wi-Fi 環境の整備について。 公共施設等における Wi-Fi 整備は、行政サービスのデジタル化を下支えし、市民の利便性向上にもつながる重要な基盤である。現在、施設によって整備状況にばらつきがあるように感じられるが、その背景を整理したうえで、未整備の施設については段階的に整備を進めた方がよいのではないか。 （2）防災避難所としての Wi-Fi 環境整備について。 災害時における通信手段の確保は、市民の命と安心を守るために欠かせない要素である。とりわけ避難所となる公共施設や広域避難所では、安否確認や正確な情報の取得において Wi-Fi が重要な役割を果たす。したがって、避難所として指定されている施設における Wi-Fi 整備状況を改めて整理し、未整備の施設については早急に対応を進めた方がよいのではないか。	市長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（３）地域へのWi-Fi整備支援について。 　地域の集会所や自治会館は、市民活動の拠点であると同時に、災害時には地域の避難所や情報共有の場としての役割も果たす。近年は、オンライン会議や研修などデジタル化の波が地域にも広がっており、こうした施設においても安定した通信環境の整備が求められているように感じる。しかしながら、設置費用や維持費の負担がネックとなっているケースも多いのが現状である。市としては、地域へのWi-Fi設置を促進するために、補助制度や導入支援の仕組みを検討していくことが必要ではないか。地域活動と防災機能の両面から見ても、地域への通信インフラ整備は大きな意義があると考える。 （４）Wi-Fiの接続制限と運用の柔軟性について。 　現在、多くの公共施設においてWi-Fiの利用に時間制限が設けられていると伺っているが、市民の利用実態やデジタル活用の進展を踏まえると、常時接続とすることで利便性が高まり、特に災害時にも迅速に通信手段を確保できる体制につながると考える。もちろん、ランニングコストの課題もあるかと思うが、施設の性質や利用状況に応じて、段階的に制限を緩和するなど柔軟な対応を検討していくことが望ましいのではないか。日常的な利用の利便性と、非常時の備えを両立させるという視点で、Wi-Fi 提供のあり方を再考していただければと考える。	
２　公共施設のスマートロックおよびネット予約システムの進捗について	昨年の代表質問において、公共施設におけるスマートロックの導入と予約システムのオンライン化について、利便性の向上や業務効率の観点から取り上げた。その後の進捗について、現時点での状況を伺う。 実際に、今年５月時点では、市内の一部施設でスマートロックの導入が進められていると伺っており、着実に取り組みが進んでいることを心強く感じている。 一方で、その他の公共施設、たとえば公民館、集会所、体育館などへの展開状況や、ネット予約システムとの連携など、全体像はまだ市民に十分共有されておらず、今後の展望を明確にしていくことが求められているのではないか。 スマートロックやネット予約の導入は、単なる利便性の向上にとどまらず、業務の省力化や効率化、さらには行政全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に資する重要な施策である。特に少子高齢化が進み、人的資源が限られる中、管理業務に人手を割くのではなく、ICTの力で「いつでも、だれでも、簡単に」使える	市　　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	施設管理の仕組みを構築することが、これからの公共サービスの在り方だと考える。 　また、市民側のニーズも大きく変化しており、スマートフォン等を用いてオンラインで簡便に予約・利用ができる仕組みが、若年層や子育て世代を中心に強く求められている。コロナ禍を経てオンライン利用が社会全体で進んだ今こそ、公共施設のあり方も見直す好機といえるのではないか。 　これらを踏まえ、現在の導入状況と今後の方針について、以下の点について伺う。 （１）スマートロックの導入施設と今後の予定について。 　　５月時点で支所への導入が確認されていますが、それ以外の施設への展開状況と、今後の導入予定について。 （２）ネット予約システムとの連携整備の進捗について。 　　スマートロックと連動する形で、施設のインターネット予約システムの整備はどのように進んでいるのか伺う。 （３）導入にあたっての課題とその対応方針について。 　　スマートロックやネット予約システムの導入に際しては、セキュリティの確保やトラブル時の対応、利用者からの問い合わせへのサポート体制など、いくつかの運用上の課題が想定される。こうした課題に対しては、事前に対応方針を整理し、関係部署と連携して円滑な運用を目指す体制を整えておいた方がよいのではないかと考える。特に市民が安心して利用できる環境づくりを念頭に、必要な準備を進めていくことが重要ではないか。 （４）市民への周知・活用促進について。 　　スマートロックやネット予約システムが整備されても、市民にその存在や利用方法が知られていなければ、十分に活用されない恐れがある。導入済み施設や予約方法について、広報紙やウェブサイト、施設内掲示などを通じて丁寧に周知を図るとともに、初めての方でも使いやすいガイドの作成や窓口での説明など、利用促進につながる工夫を講じていった方がよいのではないか。	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
9　賀茂博美 1　市の施策への市民意見の反映について	今年度は第５次総合計画の折り返し地点であり、後期基本計画の策定年度となります。 昨年度には、前期計画の現状に対する評価を総合計画等評価委員会に行っていただき、施策が市民の思いにしっかり応えられたもの、さらなる課題解決が必要であるものなどの報告がなされました。 第５次総合計画では、基本計画で施策の柱に対して「2025年に達成したい裾野市の姿」を「ありたい姿」として示しています。その多くが市民の目線でわかりやすく表現されており、この姿を実感できる市民が多くなることが望ましく、市政運営としても前期の施策への取り組み姿勢とその成果が、この部分に現れていくものだと思います。この現れをしっかり見つめて、裾野市のありたい姿に向かって後期計画を作り上げていただきたいと思います。 そして、ありたい姿を目指す中で、市政における具体的な施策の決定は、その方向性を市民と共有し、市民と一緒に作り上げていくことで効果を発揮するものと考えます。これは、まちづくりを進める上での自治の基本であり、市民目線のまちづくりの原点であると言えます。 それが故に、その具体的施策の方向性や施策そのものの手法を見直し、新たな取り組みとして行う際には、共に進む市民の声を丁寧に聞き取り、共に考えていくプロセスが何よりも重要だと考えます。今後の行政運営において、ありたい姿を目指して共に進む市民の声を反映した施策を進めることが重要と考え、以下お伺いいたします。 （１）市民に直接影響のある市民サービスの変更時における対応についてお伺いいたします。 これまで、東西公民館の閉館説明、南児童館の閉館や機能移転、老人会へのヘルシーパークの利用制度の変更などの市の施策の進め方に対して、議員は市民から厳しいご意見を承ってきました。市民が混乱する状況となったことは、市に対する信頼や信用を失うことに繋がりかねません。共に歩みを進める市民との信頼関係を築くためにも「変えるときこそ丁寧に向き合う」姿勢が必要ではないかと思います。 ・市民の負担が増加する場合（利用料等の導入や引き上げ等） ・サービスの提供方法や対象が変更される場合 ・事業の廃止や休止、民営化が行われる場合など、 市民に直接、影響の及ぶ市の方針転換時における市民との向き合い方について、どのような過程を得て、市の方針を決定していかれるのでしょうか。 （２）市民サービスの変化点において、行政の取り組みが「自分ごと」として感じられるのは、早い段階からの対話が重要だと考えます。変更内容の検討段階から市民との対話の場を設けることや、意見徴収ツールを活用することなど、双方向のコミュニケーションを意識した仕組みづくりが必要と考えますが、ご見解を伺います。	市　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（３）日常的に寄せられている市民意見、市政への提案（声のポスト、デジタル目安箱、飛び出す市長室等）をどのように整理、分析されているのでしょうか。 　市の公式サイトでは、主な意見や回答が紹介されていますが、どのような分野に、どのような視点の意見が寄せられているかはわからない状態です。市政に関心を持ち、様々な視点が寄せられる意見を、貴重な市民データとして受け止め分析し、さらには市政に関わる多くの市民にも分かりやすく可視化することが必要ではないかと考えます。 　市民にとってはもちろん、具体的施策を立案する市にとっても、暮らしの変化と施策の届き具合、いわゆる効果の推移など一つのバロメーターとして捉えることも可能になると考えます。そこで、寄せられる意見の分析等の状況について伺います。 （４）市民から寄せられる意見や提案を市の施策へどのように反映されているのでしょうか。 　市民からの声に対して現状や今できることなどを回答することは勿論必要であると思います。しかしながら、なぜこのような意見や提案を寄せてくださったのか、その方々の根本にある想いとは何なのか、をしっかり見極めることが大切であり、施策に反映する際の重要な視点となります。総合計画後期基本計画の策定を進めるにあたって、これらの意見の反映については、どのようにお考えでしょうか。	

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
2　スポーツを活用したまちの活性化と市民意識の醸成について	スポーツ基本法の前文は、「スポーツは世界人類共通の文化である」から始まり、スポーツは、心身の健全な発展、健康の保持・増進、精神的充足、自立心の育成に寄与されるものであり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっているとされています。その中で、「やる・みる・ささえる」のそれぞれの立場でスポーツと関わることで、スポーツが社会全体に根付き、スポーツ文化の創造につながるとされています。 　裾野市においては、令和３年３月に策定された第２期裾野市スポーツ推進計画にて、「市民一人一人がスポーツに親しむことができる環境づくり」、「市民スポーツの振興と交流人口・関係人口の拡大」を基本構想に掲げ、施策の推進に取り組まれてきました。 　本年度は、計画の最終年度となり、これまでの評価と新たな未来に向けたスポーツによるまちづくりの計画が策定される年となります。 　スポーツを通じた市民の心身の健康の保持・増進をはじめ地域活性化、市民意識の醸成にも繋がることを期待し、以下、質問いたします。 （１）市民の健康・スポーツ・地域活動への参画の機会創出について。 　健康づくりや運動習慣の定着には、動機づけとモチベーションの維持が効果的であるとされています。裾野市では、健康文化都市の具体的事業として健康マイレージ事業を実施していた時期もありましたが、健康を意識した運動やスポーツ、地域活動への参加を促す仕組みとして、この事業を復活・進化させ、ポイント制度等を活用した施策へと発展させてはいかがでしょうか。 （２）頑張る市民を応援する仕組みについて。 ア　全国・国際大会等へ出場される市民の活動に対し、その功績を讃えるとともに、市民への周知、感動の共有、出場者のモチベーション向上等を目的に、横断幕等の掲示の基準を定め、頑張る市民をオール裾野市で応援する仕組みを確立してはいかがでしょうか。 イ　静岡県市町対抗駅伝競争大会は、市町の交流やスポーツ選手の発掘・育成・強化を目的に実施されています。裾野市を代表して出場する選手を応援することで、市民の皆さんが市への愛着を深める機会にも繋がっていると感じています。さらに“準高地トレーニングのできるまち”として長距離陸上部をターゲットとしたスポーツツーリズムに取り組む本市にとって、市町駅伝大会はその一助にもなり得るものではないかと考えます。 　この大会の裾野市における位置付けや市民を巻き込んださらなる機運醸成への方策等について、ご見解をお伺いいたします。	市　　長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（３）民間活力の活用の効果について。 　裾野市はこれまで高等学校とのスポーツ振興に関する協定、企業とのスポーツ振興における包括連携協定・スポーツツーリズムおよび観光振興に関する包括連携協定、トラッククラブとのスポーツによる地域活性化に関する包括協定を締結してきましたが、これまでの成果や効果、今後の地域活性化に繋がる取り組みについてお伺い致します。 （４）プロスポーツ団体や実業団等との連携・協定について。 　近年、プロスポーツ団体等と自治体がパートナーシップ協定を締結する動きが進んでいます。例えば、県内で活躍するサッカーチームやバレーボールチーム、ラグビーチーム等との連携協定は、多くの自治体と締結されており、地域活性化・子育て支援・地域愛の醸成など、多面的に相互連携を図っています。裾野市としても、スポーツツーリズムをはじめ、スポーツを活用したまちづくりを推進していくための方策の一つとして、プロスポーツ団体や実業団等との連携協定を検討してはいかがと考えますが、市のご見解を伺います。	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
10 杉山茂規 1 区長・自治会長の担い手を見つけることが困難になってきている。区・自治会の運営上の課題も沢山ある。何か市としてできることは無いか	「区長のなり手がいない。見つからない。」こんな話をよく耳にします。現実に私の住んでいる区でも、令和６年度は区長がなかなか決まらず、何回も会合を重ねて、私がやるよという方が表れ、ようやく決まりました。 自治会長・区長は自治会・区の自治における「要」でありますが、「区長の担い手が見つからない＝多くの区で同一人物が引き受けている自治会長の担い手が見つからない」といった状態に陥っています。このことは、コミュニティを纏める牽引役が居ないのと同じであると考えます。まさにコミュニティの崩壊に繋がる憂慮すべき事態であると考えます。 それは、雇用形態の変化により定年が延長されたことから、今までは担うことのできた年代も担う事が難しくなってきていている事も一つの要因として考えられます。しかしこれだけではないと考えています。 昨年、東地区の区長会役員会を対象におこなったアンケートの結果では、区長業務を負担と感じる人は、11人中９人が（感じる・とても感じる）であり、負担に感じる項目としては、１位が資料作成、２位が回覧・広報物対応、３位が総会の実施でした。記述回答でも、広報の配布数の多さが負担に感じる。配布物を減らして欲しい、リーフレット系はなるべく無くしてほしいなど、１位の資料作成もさることながら回覧・広報誌への対応の声が多くありました。回答数は11と少ないながらも、「区長のなり手がいない。見つからない」その理由の一端が垣間見える結果でした。 一方で区ではそのような現状を認識しつつも、なかなか変わっていくことが出来ずに困っているという実態もあります。住民の変えたいという想いがあっても、そのノウハウや情報が無い事に対し、市はしっかりと寄り添って支援を行うことが必要であると考えます。 住民自治の根幹となる「区長・自治会長」が担っている事柄に対し、少しでも精神的な負担軽減とともに、実質的な負担の軽減ができ、今後、担い手が現れるためにはどうしていく必要があるのかについて、また現在の運営上の課題などについて、コミュニティの活性化と未来のため伺います。 当市では、区長と自治会長を同一人物が担う場合が多いですが、分かりやすさのためここでは、区長は区長設置規則に基づき自治会ごとに設置し委嘱している人物、自治会長は旧来の地区の課題や行事などに対する業務を担う人物として位置づけ質問を行います。 （１）自治会長や区長の必要性とその負担についてどのように認識しているか伺います。 ア 自治会長の必要性について、市はどのように捉えているか伺います。 イ 自治会長の負担について、市はどのように捉えているか伺います。	市長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	ウ　区長の必要性について、市はどのように捉えているか伺います。 エ　区長の負担について、市はどのように捉えているか伺います。 （２）現在必要であり区長を設置し役割を担ってもらっていますが、逆に、自治会や区をけん引する役目の自治会長・区長の出現を抑制する効果で働いてしまっていると認識しています。コミュニティを育成すべき市の考えに対し、逆の効果が大きく出ていることは、政策的に課題となる部分であると考えます。 　その原因の一つとして負担が大きすぎると市民に認識されていることが挙げられます。区長個人に掛かる負担の軽減が必要と考えるが、その必要性について、どのように考えているか伺います。 （３）自治会長・区長の負担軽減として考えられる取り組みについて伺います。 ア　自治会長業務について、自治会・区として自らが出来る、自治会長の負担軽減の取り組みとして、どのようなことを想定しているのか伺います。 イ　自治会長業務について、市が支援出来る、自治会長の負担軽減の取り組みとして、どのようなことを想定しているのか伺います。 ウ　区長業務について、自治会・区として自らが出来る、区長の負担軽減の取り組みとして、どのようなことを想定しているのか伺います。 エ　区長業務について、市が支援出来る、区長の負担軽減の取り組みとして、どのようなことを想定しているのか伺います。	

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（４）自治会長・区長の負担軽減として考えられる取り組みについて、自治会・区として軽減を進めたいと思っていてもなかなか進まない、進められないと言う現状があると認識している。原因を分析して支援をして行く必要があると考える。どこに、その原因があると考えるか伺います。 （５）市は区長に業務を依頼しており、その分の活動費と言う事で区長活動費が支給されている。区長の業務や負担を分散するにあたり、個人に支給されている活動費を原資として再配分を行うことは非常に困難です。 　政策的に負担分散に繋げるための選択肢を増やす、市が出来る取り組みとして、希望する自治会・区に対し、区長活動費を区運営費として支給する仕組みを提案します。これにより、区長の労務の部分を分散させることが可能となり、画一的な運用から市民に寄り添った、各自治会・区の事情に応じた運用ができるようになります。考えを伺います。 （６）現在、区では区長の担い手を探すことが大変であり、年末になると次年度の区長決めが憂鬱になる区も存在しています。地域での交流の中で、顔が見え、名前がわかり、個と個が接点を持ち、地域へ愛情を培っていくこと、このことが将来的な区長の担い手づくりに繋がっていると考えています。 　一方でゼロからそのような事を考え実施する事はとても大変なことであると考えます。そこで、一例ではありますが、現在ほとんどの区で毎年実施している防災訓練に、この地域づくりの視点を加えることは、取り組みやすい形であると考えます。 　自治会の担い手の創出について、既存の事業やイベント等に対し、地域づくりの視点を加えて実施できるようにする促しについて、市の見解を伺います。	

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（７）自治会・区が抱える運営上の具体的な課題と解決策支援策について伺います。 ア　区への加入のお願いについて 区長は当該地区に転居してきた方や、住んでいる人に対して、区への加入を促進する事についても担っており、加入によりコミュニティが活性化されるなど良い効果が期待できます。一方で、区に入ったら区費が掛かる、回ってくる役が大変などのイメージから、自治会・区に入らない選択をする方も居ます。 出来る限り入って貰う事が区や住民にとってもプラスであるため、しっかりと区長を支援する必要があると考えます。このような、区長が行う区加入への取り組みへの課題に対して、どの様な支援が必用か伺います。 イ　回覧板・配布物について 回覧板・配布物が多い、大変なので電子化して欲しい、こんな声をよく聞きます。区長の分ける手間も、組長の配布の手間も、区民もその都度対応があり、あらゆるところで手間が掛かっている実態があります。 また、アパートなどの借家においては、区からの回覧板や情報が回ってこない場合があり、対応は管理会社や大家さんによってばらつきがあります。しかしながら人によっては必要な情報があり、区・自治会としても知っておいてほしい内容も含まれている場合があります。 現在、市でも一定の内容については公式ウェブサイト上で掲載をして、以前よりも情報の伝達性は向上しているが、全てについて、伝達出来ている訳ではありません。 また、裾野市内でもある地区では自治会・区の取り組みとして、独自に電子化をして共有をしている情報は認識しています。 今後、回覧板・配布物についての課題についてどのように考え支援していくつもりか伺います。 ウ　料金徴収業務について 区長の業務において、市からの依頼だけでも年７回以上の区民に対する集金業務があります。この業務は区長に限らず、その下の組長にも負担をかける内容となっています。区長は回覧物を仕分けし組長に渡し、組長は回覧で希望者の名前とお金を集めます。その後お金を区長や会計に渡すなど、大変な手間となっている実態があります。 このような手間があるため、ある区では全員が賛同した事とみなし、区費から捻出しているという実態もありますが、私の感覚ではあまり健全とは言えないと考えています。この集金をしっかりと行いたいのであれば、もう少し集める市民に寄り添った対応が必要であると考えます。 こういった課題に対し、市はどのようにとらえ、今後どのようにしていく考えか伺います。	

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	エ　人員の推薦について 　区長には、地域地震防災指導員、民生委員、選挙立会人、各種統計などの調査員を始め、様々な人を推薦する役目を市から依頼されています。一方、区長になる前から、地域で色々な事をやっていて、多くの方を知っているかたばかりでなく、順番で区長・自治会長になっただけで、わからないというケースが多分にあります。またお願いをしに行くとしても、具体的に何をやるか、活動時間はどのくらいか等、そういった資料が無ければ、なかなか推薦も難しいと感じます。 　現在の推薦のやり方について、どのように考え、市としてどんな支援ができるのか伺います。 オ　充て職を減らすことについて 　区長には、様々な審議会や協議会への充て職があり、皆で分担していると思います。一方で、会議に地域住民の代表と言う形で出ても、その分野については分からないことが多く、しっかりとした意見が言えなくて困るという話も伺います。区長に限らず各種団体にもこのことは当てはまると考えます。 　これら課題に対し、市はどのように考え、取り組んでいくのか伺います。	

質問議員 質問事項	質問の要旨	答弁要求者 職名
11 内藤法子 1 脱会が続く老人クラブの存続へ向けた市の施策を問う	本年、４月に届いた老人クラブの“裾野市老人クラブ連合会単位クラブ会員数の推移”を見て、驚愕致しました。 会員数の推移によりますと、H25年度には41単位存在した老人クラブは、19単位に激減し、加入者数は1,806名から808名となり、活動している老人クラブとその加入者は半数以下に縮小しています。 脱会はH25年から始まっており、令和元年には富岡地区の10の老人クラブは全て脱会してゼロになりました。この傾向は加速して、須山地区を除くすべての地区で脱会が続いています。 各地区の減少の様子です。深良地区で３単位から１単位に。西地区では11単位から８単位に。東地区では14単位からから７単位へ。これまでに22単位の老人クラブが脱会しています。更に現時点で、脱会の意向を検討中の老人クラブが有ると聞いています。 裾野市HPによりますと、「裾野市老人クラブ連合会は、高齢者の仲間づくりを基本に、健康・友愛・奉仕の活動を推進し、地域の人達と交流を深め、共に支えあい、永年培った豊富な経験を活かし、友愛活動や地域文化の伝承活動を推進しています。」と有ります。 老人クラブ組織の活動根拠法は、1963年（昭和38年）制定の「老人福祉法」に有ります。第13条の２「地方公共団体は、老人の福祉を増進する事を目的とする事業の進行を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。」と定められています。 この法律に基づき、老人クラブでは、文化・スポーツなどのクラブ活動。健康づくり、介護予防、一人暮らし訪問などを中心として、公園や花壇、神社の清掃などの社会奉仕を積極的に行っています。また、学校と連携して校内整備、交通安全、防犯などの児童生徒の見守りの他、代表者は各種審議会委員として市政へ高齢者意見の反映を行うなど、多岐にわたる活動が展開されています。 市にとって存在意義が大きい老人クラブが、相次ぐ脱会で衰退していく状況に対して、老人クラブ存続の為に、市には適切な援助を行う事が求められていると考え、以下質問致します。 （１）裾野市の高齢化問題に対して老人クラブの存在に対する率直な感想を伺います。 超高齢社会に突入して、老人クラブの存在意義はますます高まっていると考えます。老人クラブの活動をどのように評価しているか伺うものです。 （２）老人クラブの現状と加入率の推移は。 老人クラブは60歳以上が加入条件ですが、増加する高齢者数に対して加入率はどう推移しているか伺います。	市長

質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨	答弁要求者 職　　名
	（３）脱会が続く要因をどう分析しているか。 　厚生労働省の調査でも老人クラブの減少は全国的な傾向として、公益財団法人全国老人クラブ連合会の R５年老人クラブ実態調査報告書ではその要因も分析しています。役員の負担、就労年齢の引き上げで新規加入者が増えにくい事や、老人というネーミングへの抵抗感などの他、多くの問題が取り上げられていますが、市はどの様に分析しているのか伺います。 （４）老人クラブからの要望への対応について。 ア　ヘルシーパーク裾野に関する事。 　R６年にせせらぎの湯の代替として無料送迎・利用を行い歓迎されていました。 　老人クラブ等の利便性向上の目的に加えて、老人クラブへの加入促進効果も狙いとしていました。しかしこの試みは１年で終了となってしまったことに、早くも見直しの要望書を提出する動きが始まっています。 　無料送迎・利用を復活する事が出来ないか。伺います。 イ　役員の負担軽減にどのように取り組んで来たか。 　老人クラブは、平均年齢が高くなっています。R５年老人クラブ実態調査報告書では、会長の平均年齢は79歳と報告されております。裾野市の役員の平均年齢は把握されているでしょうか。役員の負担を軽減する事は差し迫って大切な事と考えます。 　実情を分析して負担軽減が必要と考えますがどのように取り組んで来たのでしょうか。伺います。 ウ　その他の要望や忌憚ない意見への対応は。 　他にも要望が寄せられていると推察します。老人クラブの会員の皆様の要望や声に対する広聴機能の現状と対応について伺うものです。 （５）裾野市にとって老人クラブのあるべき姿について 当市の老人クラブのビジョンをどのように描いているか伺います。	